

議案第 67 号

令和 6 年度鯖江市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度鯖江市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 11 月 27 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額
健 康 診 査 等 事 業	令和6年度から 令和7年度まで	9,816 千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額
または支出額の見込および令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	令和5年度末 までの支出額		令和6年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
健康診査等事業	9,816			令和6年度 ～ 令和7年度	9,816	6,434			3,382